

(議事要旨 1) テーマ提言について

1. 前回までの基準諮問会議における提案について

テーマ提言に関して、前回までの基準諮問会議で提案されていた「継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発」について、FASF 渡部企画・開示室長等より、事務局の対応案の説明が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 本件は監査人が提案したテーマであるが、テーマ提案後に特別目的の監査に関する監査基準の改訂が行われたこともあり、ASBJ が会計基準を開発しない場合でも実務上は対応可能な状況に変わっており、事務局の対応案に賛成する。
- 事務局の対応案に賛成する。なお、継続企業の前提が成立していない状況の場合は、現行の監査基準では、不適正意見の表明にならざるを得ない点をご理解いただきたい。

これらの意見を受け、議長より、「継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発」については、事務局提案通り、ASBJ の新規テーマとして提言せず、「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として記録する旨の発言がなされ、了承された。

2. 新規テーマ提案について

今回の基準諮問会議に寄せられた新規テーマの3つの提案について、FASF 渡部企画・開示室長より、新規テーマの内容と事務局の対応案の説明が行われた。

続いて、「公共施設等運営権に係る会計上の取扱い」について、提案者である内閣府より補足説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 運営権対価の支払が分割払いの場合、所有権は公共施設等の管理者に留保されるか。仮に所有権が留保されない場合、管理者はどのように債権保全を行うか。また、分割払いの途中で対価を支払うことができなくなった場合の取扱いや運営権の第三者への対抗方法はどうか。
- 実際の取引は今後行われる予定の中で、会計処理の検討に必要な程度に取引の内容は確定しているか。
- 大規模事業のため、運営権者は複数の事業者で構成されると思われるが、どのような運営形態が想定されるか。
- コンソーシアム内で事業を受託した企業が途中で離脱する場合、どのように取り扱われるか。
- 本件は、日本の財政健全化という観点では重要なテーマであり、前向きに検討していただきたい。

続いて、「無対価株式交換の会計処理」及び「親会社による子会社の吸収合併」について、ASBJ 紙谷ディレクター（総括担当）より、それぞれのテーマ内容に関する詳細な説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- いずれも検討すべきテーマと理解しており、事務局の対応案に賛成するが、その後の具体的なスケジュールはどのような予定か。

これらの意見を受け、議長より、新規テーマの3つの提案については、事務局の対応案で進めていく旨の発言がなされた。

3. その他

厚生労働省より、正式なテーマ提案ではないものの、今後、テーマ提案を行う可能性があるものとして「確定給付企業年金の制度改善」について、説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 確定給付企業年金制度（以下「DB 制度」という。）の場合、日本の判例では、企業の経営が相当悪化している場合に限り、加入者に給付減額の負担を求めることが認められているが、今後、検討予定のハイブリッド型の企業年金制度においても、加入者に給付減額の負担を求める場合には厳しい条件が課される予定か。
- 新たな企業年金制度のメリットは何か。
- 新たな企業年金制度で余剰が生じた場合、労使間でどのように配分されるか。
- 現時点では具体的な内容が示されていないものの、本件は検討すべき重要なテーマと考えられるため、仮にテーマ提案として受け取る場合は迅速な対応をお願いしたい。
- 弾力的な掛金拠出は、ハイブリッド型の企業年金制度が導入されない場合でも、検討予定か。
- 今後、オランダで導入されている制度を参考に検討を進めるのであれば、オランダの会計処理を検討してはどうか。
- 次回の基準諮問会議で正式なテーマ提案を受け取った上で、実務対応専門委員会でテーマ評価を依頼する場合、具体的なスケジュールはどのような予定か。

これらの意見を受け、議長より、「確定給付企業年金の制度改善」は正式なテーマ提案ではないものの、今後、正式なテーマ提案として受け取った場合は、基準諮問会議として検討する旨の発言がなされた。

以 上